

## 地域医療支援病院の名称使用承認について（諮問）

## I 審議案件

次の病院に係る地域医療支援病院の名称使用承認について諮問（神奈川県知事）

	病院名	所在地	病床数
1	神奈川県厚生農業協同組合連合会 伊勢原協同病院	伊勢原市田中 345	350
2	大和市立病院	大和市深谷西八丁目 3 番 6 号	403

## II 制度の概要

## 1 地域医療支援病院の趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力、構造設備等を備え、地域医療の充実を図る役割を担う病院として、都道府県知事（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市にあってはその市長）が地域医療支援病院と称することを承認するもの。

## 2 地域医療支援病院としての承認要件

法：医療法、規則：医療法施行規則、通知：医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成 10 年 5 月 19 日健政発第 639 号）

## (1) 紹介患者に対する医療提供（法第 4 条第 1 項第 1 号、通知第二 3（1））

外来紹介制を原則とし、紹介患者の数を初診患者の数で除した値（紹介率）及び逆紹介患者の数を初診患者の数で除した値（逆紹介率）が次のいずれかであること。

- ・紹介率が 80%以上であること。
- ・紹介率が 65%以上、かつ、逆紹介率が 40%以上。
- ・紹介率が 50%以上、かつ、逆紹介率が 70%以上。

## (2) 共同利用の実施（法第 4 条第 1 項第 1 号、通知第二 3（2））

病院の施設・設備が当該病院が存する地域のすべての医師又は歯科医師の利用のために開放されていることと、共同利用のための専用病床が確保されていること。

## (3) 救急医療の提供（法第 4 条第 1 項第 2 号、通知第二 3（3））

24 時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者の受入れに対応できること。

（救急自動車により搬送された患者の数が、救急医療圏域人口当たりの一定の数を満たす、または 1000 以上を満たすこと。）

## (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施（法第 4 条第 1 項第 3 号、通知第二 3（4））

必要な図書等を整備し、医学・医療に関する講習会等を定期的に行う体制が整備されており、年間 12 回以上の研修を主催していること。

## (5) 病床規模（法第 4 条第 1 項第 4 号、規則第 6 条の 2）

200 以上の病床を有すること。

## (6) 人員及び施設（法第 4 条第 1 項第 5 号及び第 6 号）

法定の人員基準を満たし、かつ、法定施設を有すること。

## (7) 医療審議会の意見聴取（法第 4 条第 2 項）

あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

### Ⅲ 審議案件における要件適合状況

#### 1 神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院

開設者：神奈川県厚生農業協同組合連合会

開設場所：伊勢原市田中 345

診療科目：内科、呼吸器内科、神経内科、内分泌・糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、  
消化器内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、肛門外科、  
乳腺外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、  
産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、麻酔科、放射線科、臨床検査科、  
リハビリテーション科、病理診断科、緩和ケア内科、救急科

項目	状況	適否
(1) 紹介患者への医療提供	紹介率：50.4%、逆紹介率 71.2%	○
(2) 共同利用の実施	○利用対象：地域の全ての医師又は歯科医師 ○対象施設：病棟、手術室、化学検査室、細菌検査室、病理検査室、放射線室、内視鏡室、図書室、研究室、講義室 等 ○利用可能設備：生理検査用機器、画像診断装置、内視鏡検査機器 等 ○常時共同利用可能な病床数：5床 ○H30実績：共同利用医療機関数のべ 4,639	○
(3) 救急医療の提供	・救急告示病院 ・重症救急患者のための、優先的に使用できる病床：7床 ・救急用又は患者輸送用自動車：1台 ・検査・診療施設：ICU、放射線室、手術室 ・H30実績：救急用又は患者輸送用自動車による患者数 3,059人 上記以外の患者数 4,521人（合計 7,580人）	○
(4) 研修の実施	○設備： ・図書室（蔵書数：19,500冊（1室）） ・大会議室（主な設備：机、椅子、ホワイトボード、スクリーン、音響設備、プロジェクター） ・中会議室（主な設備：机、椅子、ホワイトボード、スクリーン） ○内容 ・開業医からの紹介患者症例検討 ・糖尿病における地域連携等テーマごとの研修 ○H30実績：実施回数 21回	○
(5) 病床規模	350床	○
(6) 人員及び施設	○人員：重症救急患者受入対応医療従事者： 常勤医師 71人、常勤看護師 285人 ほか ○施設：集中治療室、検査室、研究室、医薬品情報管理室 等	○

## 2 大和市立病院

開設者：大和市長

開設場所：大和市深谷西八丁目3番6号

診療科目：内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、外科、乳腺外科、形成外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、消化器外科、精神科、精神腫瘍科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、麻酔科、歯科口腔外科

項目	状況	適否
(1) 紹介患者への医療提供	紹介率：70.3%、逆紹介率50.0%	○
(2) 共同利用の実施	○利用対象：地域の全ての医師又は歯科医師 ○対象施設：(最終確認中) ○利用可能設備：生理機能検査装置、画像診断装置、内視鏡検査機器、眼科的検査機器 等 ○常時共同利用可能な病床数：15床 ○H30実績：共同利用医療機関のべ1,948	○
(3) 救急医療の提供	・救急告示病院 ・重症救急患者のための、優先的に使用できる病床：8床 ・救急用又は患者輸送用自動車：3台 ・検査・診療施設：HCU、手術室、X線診療室、MRI室 ・H30実績：救急用又は患者輸送用自動車による患者数3,434人 上記以外の患者数11,685人(合計15,119人)	○
(4) 研修の実施	○設備 ・図書室(蔵書数：1,380冊程度(1室)) ・研究室(主な設備：机、椅子、コンピュータ、プリンタ) ・講義室(収容定員：120人程度) ○内容 ・事例検討 ・がん・緩和ケアに関する勉強会、病診連携及び医科歯科連携を考える等の講演会や講義 ○H30実績：実施回数25回	○
(5) 病床規模	403床	○
(6) 人員及び施設	○人員：重症救急患者受入対応医療従事者：常勤医師87人 ○施設：集中治療室、検査室、研究室、医薬品情報管理室 等	○

## IV 結論(案)

神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院及び大和市立病院に係る地域医療支援病院の名称使用を承認する。

## 地域医療支援病院関係法令等

### ◎ 医療法 (抜粋)

#### [地域医療支援病院]

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは

は一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

(2) 救急医療を提供する能力を有すること。

(3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

(4) 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(5) 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第

4号から第9号までに規定する施設を有すること。

(6) その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

#### [開設許可の取消等]

第29条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

(1) 開設の許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。

(2) 病院、診療所(第八条の届出をして開設したものを除く。)又は助産所(同条の届出をして開設したものを除く。)が、休止した後、正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。

(3) 開設者が第6条の3第6項、第24条第1項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。

(4) 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2 都道府県知事は、第7条第2項又は第3項の規定による許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

- (1)地域医療支援病院が第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2)地域医療支援病院の開設者が第12条の2第1項の規定に違反したとき。
- (3)地域医療支援病院の開設者が第24条第1項又は第30条の13第5項の規定に基づく命令に違反したとき。
- (4)地域医療支援病院の管理者が第16条の2第1項の規定に違反したとき。
- (5)地域医療支援病院の開設者又は管理者が第7条の2第3項、第27条の2第2項又は第30条の15第6項の規定に基づく命令に違反したとき。
- (6)地域医療支援病院の開設者又は管理者が第30条の12第2項又は第30条の17の規定に基づく勧告に従わなかったとき。
- (7)地域医療支援病院の開設者又は管理者が第30条の16第1項の規定に基づく指示に従わなかったとき。

### ◎ 医療法施行規則（抜粋）

[地域医療支援病院の名称承認の申請]

第6条 法第4条第1項の規定により地域医療支援病院と称することについての申請を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、病院所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 名称
  - (3) 所在の場所
  - (4) 病床数
  - (5) 法第22条第1号及び第4号から第8号までに掲げる施設及び第22条に掲げる施設の構造設備
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 他の病院又は診療所から紹介された患者（以下「紹介患者」という。）に対し医療を提供する体制  
が整備されていることを証する書類
  - (2) 当該病院において、共同利用（病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に  
勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。以下同じ。）のための体制が整備されていることを証する書類
  - (3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類
  - (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類
  - (5) 診療に関する諸記録の管理方法に関する書類
  - (6) 病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類
  - (7) 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
  - (8) 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
  - (9) 第9条の19第1項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

[地域医療支援病院の有すべき施設の数]

第6条の2 法第4条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める数は200

とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りでない。

[地域医療支援病院の業務報告]

第9条の2 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(1) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

(2) 共同利用の実績

(3) 救急医療の提供の実績

(4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(5) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

(6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

(7) 第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

(8) 患者相談の実績

2 前項の報告書は、毎年10月5日までに都道府県知事に提出するものとする。

3 都道府県知事は、法第12条の2第2項の規定により、第1項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

## 県内の地域医療支援病院（二次保健医療圏別）

二次保健医療圏名	施設名	承認年月日	県所管
横 浜	済生会横浜市南部病院	H15. 9. 29	
	けいゆう病院	H16. 11. 8	
	横浜市立市民病院	H18. 9. 22	
	横浜労災病院	H19. 9. 26	
	国立病院機構横浜医療センター	H19. 9. 26	
	横浜市立大学附属市民総合医療センター	H19. 9. 26	
	済生会横浜市東部病院	H20. 9. 24	
	横浜市立みなと赤十字病院	H21. 2. 23	
	横浜栄共済病院	H21. 10. 19	
	県立こども医療センター	H22. 4. 1	
	県立循環器呼吸器病センター	H22. 4. 1	
	菊名記念病院	H22. 10. 26	
	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	H22. 10. 26	
	昭和大学横浜市北部病院	H23. 10. 3	
	横浜南共済病院	H24. 10. 10	
昭和大学藤が丘病院	H27. 11. 6		
川 崎 北 部	川崎市立多摩病院	H23. 2. 16	
	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	H30. 3. 16	
川 崎 南 部	関東労災病院	H18. 9. 27	
	川崎幸病院	H25. 4. 1	
	川崎市立川崎病院	H28. 3. 1	
相 模 原	相模原協同病院	H15. 10. 24	
	国立病院機構相模原病院	H23. 9. 30	
横 須 賀 ・ 三 浦	横須賀共済病院	H16. 3. 31	
	横須賀市立市民病院	H18. 9. 21	
	横須賀市立うわまち病院	H21. 10. 28	
湘 南 東 部	藤沢市民病院	H12. 4. 21	
	茅ヶ崎市立病院	H24. 3. 8	
湘 南 西 部	平塚共済病院	H15. 10. 6	◎
	国立病院機構神奈川病院	H21. 10. 21	◎
	平塚市民病院	H24. 9. 19	◎
県 央	海老名総合病院	H20. 2. 27	◎
	東名厚木病院	H23. 2. 15	◎
	厚木市立病院	H28. 11. 7	◎
県 西	小田原市立病院	H21. 10. 21	◎